

広島地方最低賃金審議会

令和5年度 第1回

広島県電子部品、デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金専門部会

議事録

令和5年9月26日

広島労働局

広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和5年度第 1 回広島県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和5年9月26日（火）14時55分～15時40分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

岡田部会長、中原部会長代理、井上委員

【労働者代表委員】

角委員、徳本委員、長安委員

【使用者代表委員】

池久保委員、長田委員、藤井委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官
山崎労働基準監察監督官、吉川労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

重弘室長補佐

定刻より早いのですが、皆様揃われましたので、始めさせていただきます。ただ今から第1回広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して「電気機械器具製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月12日から19日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に本電気機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

重弘室長補佐

ありがとうございました。

続きまして、労働基準部長の前田より御挨拶を申し上げます。

前田労働基準部長

はい、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、広島県特定最低賃金の第1回専門部会の委員に御就任いただきまして、また皆様お忙しい中、日程調整をいただきまして、今日の第1回専門部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この専門部会につきましては、先だって改定申出がございまして、それを受けまして、先の広島県の最低賃金審議会本審でございますけど、そこで、「改正決定の必要性有り。」という答申を審議会からいただき、改正決定について同日、審議会へ諮問いたしましたので、本日から専門部会の委員の皆様には具体的な調査審議をお願いするという事になった次第でございます。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格でございますので、全会一致の議決を目指して御審議をお願いしたいと思います。

また、今日以後、数回にわたって専門部会で御審議いただくこととなりますが、特定最低賃金の年内発効に向け御審議いただきますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

重弘室長補佐

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

重弘室長補佐

ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、
通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。
い。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、
御承知おきください。

議事（1）「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同
法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が
選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及
び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

石井賃金室長

御報告申し上げます。電気機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、
公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として岡田委員、部会長代
理候補として中原委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につ
きまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

（異議無し）

重弘室長補佐

ありがとうございます。部会長に岡田委員、部会長代理に中原委員を御承認
いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

重弘室長補佐

それでは、岡田部会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

岡田部会長

はい、ただ今、部会長に選出いただきました岡田でございます。

できるだけスムーズな審議、進行を心がけて、公正な特定最賃の決定に努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。簡単ですが、挨拶といたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思っております。

まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

石井賃金室長

はい、事務局から、資料の説明の前に、専門部会における議事の公開について説明させていただいてよろしいでしょうか。

岡田部会長

はい、お願いします。

石井賃金室長

ありがとうございます。では、お手元の共通資料 No 3、通し番号 3 ページを開けていただけますでしょうか、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

議事の公開の定めにつきましては、第5条第1項に規定されており、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

審議会の公開につきましては、令和5年4月6日中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において出されました「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない。」という観点を踏まえ、令和5年7月3日開催の第547回広島地方最低賃金審議会におきまして、御審議いただきました。

その結果、今年度の審議会及び専門部会における議事の公開については、運営規程のとおり、原則公開で、特段の定め該当する場合、非公開とするとされ、公労・公使の二者の個別協議の場合は、特段の定め「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。」に該当するおそれがある場合等に該当すると考えられることから、審議会はほとんどが公労使三者揃った会議であることから公開、専門部会は、第1回以外の審議は、そのほとんどが二者のみの個別審議であることから、第1回のみを公開とするとの結論に至りました。

よって、特定最低賃金専門部会におきましても、第1回目は公開、第2回目以降は、そのほとんどが二者協議であることから非公開することとなります。

さらに、専門部会の議事録の作成について申し上げます。共通資料No.8、通し番号の27ページを開けていただきますでしょうか。議事録の作成につきましても、情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、発言者名を議事録に付記させていただいております。

また、公開の場合の議事録は、広島労働局のホームページに掲載しております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。今事務局から説明があったとおり議事の公開については、審議会において議決しました。この件について、何か御意見、御質問がございませんでしょうか。

今年度から本審はすべて公開、専門部会についても、第1回目については、三者会議ですので公開と、専門部会第2回目以降については、公労、公使の二者会議となりますので、公開しないと、本日は公開となりますので、その点御了解いただきたいと思います。

(意見無し)

御意見、御質問が無いようですので、本専門部会はこのまま公開として進めてまいります。

では、事務局、資料の説明を続けてください。

栗林賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本電気機械器具製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特

定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定（産業別）最低賃金についてを御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本電気機械器具製造業最低賃金につきましては、配付しております令和5年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和5年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、労働協約ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月4日の第549回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性有りとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営についてを御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告、記

の、「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、「全会一致の議決に至るよう、一層努力すること。」とされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、令和4年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から4列目に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業がございます。

昨年、令和4年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額29円、時間額953円の答申をいただいております。

今年度から新たにお付けしている資料として、共通資料の最後の方にありますが、No.23、84ページを御覧ください。令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を厚生労働省がプレスリリースしたものです。対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業と大企業ですが、産業別の数字が分かるので、参考として付けさせていただきました。

また、机上配付しております資料の説明をいたします。

まず、今年から新たに作成しました令和5年1月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。これは、昨年以降消費者物価指数が上昇しておりますことから、特定最低賃金改正発効以後の1月から8月までの消費者物価指数の上昇率の推移となっております。

次に、別冊資料4-6の続きとして、賃金引上げ試算表の51円から127円を追加で配付させていただきます。

次に、広島県最低賃金改正のリーフレットが2種類ございます。まず、本省作成リーフレット、そして、広島局作成のリーフレット、広島県の最低賃金です。広島県最低賃金が10月1日から970円に改正されることから、新たに作成しました。広島県特定最低賃金の一覧を御覧ください。広島県最低賃金が970

円に改正されることにより、広島県特定最低賃金 8 業種のうち、下の欄の 5 業種は広島県最低賃金の金額が上回ります。よって、各種商品小売業は昨年度から広島県最低賃金の適用となっておりますが、それ以外の 4 業種につきましても、改正されるまでの間、広島県最低賃金 970 円が適用となります。

そして、最後に、今年度の大幅な最低賃金の引上げを受けての中小企業・小規模事業者の賃上げし易い環境整備の各種支援策のリーフレットを御用意いたしました。特に業務改善助成金は、8 月 31 日から制度の拡充をしております。私からの説明は以上でございます。

重弘室長補佐

続きまして、広島県電気機械器具製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、御説明いたします。

まず、別冊資料No.2、通し番号の 2 ページは、現行の広島県電気機械器具製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

別冊資料No.3、通し番号の 33 ページは、昨年全国の電気機械製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4、通し番号の 34 ページからは、広島県内で実施した電気機械器具製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年 5 月～7 月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については 1 人～99 人規模の事業場、これ以外の業種については 1 人～29 人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査（サンプリング調査）です。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための

復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和5年6月支払分の賃金です。

通し番号40ページの分位偏差を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。

通し番号41ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。

横軸が10円刻み（1,100円以上は100円刻み）の時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

通し番号42ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

通し番号43ページが電気機械器具製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

1ページ飛ばしていただいて、45ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。規模ごとに時間額953円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号46ページが最低賃金引上げ試算表です。これは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり、影響率を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃953円を1円引き上げますと23%に影響が出る、下回ることになります。

通し番号47ページが、平成16年度からの電気機械器具製造業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表です。

以上です。

岡田部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての説明がありま

したが、これらにつきまして、何か御質問等がございますか。

(質問無し)

岡田部会長

それでは、ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局から説明をお願いします。

石井賃金室長

はい、本日、現在の電気機械器具製造業最低賃金の他府県の結審状況についてですが、1件ございます。大阪府が、現行994円が1,068円、74円プラスとなっております。ただ、これは高いなと思ったのですが、皆さん33ページの資料を御覧いただけますか。昨年度の決定状況なのですが、これの大阪を見ていただくと、大阪は令和4年度は、改正の必要性は無しということで、昨年度は改正されていません。令和3年12月1日改正となっております。

私からは以上です。

岡田部会長

ありがとうございました。それでは、賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思えます。

各側、意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。

(各側必要無しとの回答)

岡田部会長

それでは、労側から意見表明をお願いします。

角委員

それでは、労働者代表角の方から意見を述べさせていただきます。

まずもって、この専門部会を設置いただきましたことに対しまして、感謝申し上げます。

特定産業別最低賃金の専門部会は、公労使それぞれの立場でイニシアティブを発揮し、県内の各々の産業に携わる基幹労働者へ適切な賃金を設定する場であると認識をしております。

今も、別冊資料にありましたように、我々の電機産業は、大手から中小零細まで、すそ野の広い産業構造となっておりまして、他の産業に比べましても、賃金格差の大きい実態にあることは事実でございます。しかし、それ故にですね、この特定産業別最低賃金は、セーフティーネットとしての役割が大きく、大変重要であると思っております。近年では、この電気機械器具製造業最低賃金は、広島県内の他の産業の引上げ額よりも、優位に、それも、3年連続で優位に上回って結審をしていただきました。この結果は、我々の長年の課題でもあります金属他産業との格差改善に繋がる成果だといえます。金属他産業の平均額と単純計算しますと、3年間で9円もの格差が縮まりました。この間の交渉では、使用者側委員の皆様の御理解に改めて感謝と敬意を表します。ありがとうございました。

その前段では、広島県最低賃金が時間額にしまして、40円の引上げで、970円での改正です。先ほどもあった大阪府も2年分とはいえ、昨年の31円、あるいは今年の41円、それぞれに1円ずつの優位、それで74円なのかなと今私は計算したのですが、あと、我々の仲間の情報で、埼玉県でも地賃と同額ぐらいの改正に向かっていると聞いていますので、広島県の40円の引上げにつきましても、この結果を踏まえ、当該産業の労働者の期待感も大きいはずでございます。労働者の期待に応えるとともに、当該労使の社会的責任を果たし得る回答であると評価ができると考えております。

以上、これまでの謝辞と我々の思いを踏まえて、今次交渉の審議における労

働者側の主張を、大きくは2点、ポイントを絞って述べさせていただきたいと思ひます。

まず、最初にこの産業の環境認識について共有していきたくと思ひます。3年間大変な思ひをして、社会にいろいろなことがございましたけど、それを経て、デジタル化、あるいは脱炭素化に対する期待が高まるというふうには我々の産業は、予想されております。IoTやビッグデータ、ロボットあとは人工知能AIこういったものが急速に発展を受けまして、電機産業が持つ高品質なものづくり技術あるいは情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されております。

このように、経済、社会への貢献とですね、新たな雇用を創出することも期待されており、そんな中で、この産業の発展を支える優秀な人材の確保の面からも、こうして電機最低賃金金額改定の取組が必要であると思ひております。

次に、2つ目の主張、いつも訴えますが、電機産業のポジショニングの話でございます。すなわち、広島県内におけるものづくり産業の格差でございます。冒頭申しました。広島県にはですね、金属産業、製鉄をはじめ全6業種がございまして、その中での格差改善が図れるよう強く求めて行きたいと思ひます。

いうまでもなく、我々の業種の特定期最低賃金この金属産業の中で、低い実態、ずばり最下位でございます。これでは、他地域や他の産業への人材の流出は認めません。優秀な人材の確保の面からも、特定産業別最低賃金の金額改正の取組みは重要であると言えます。具体的には、私個人的な本音にもなりますが、冒頭申しました他業種よりも、1円よりも高く、格差で優位に結審をしていただきたい、そんな厚かましいお願いになりますが、今年もこの構図にこだわって行きたいと思ひております。他の金属産業より優位な額での結審にこだわってまいります。

以上、私からは、環境状況あるいは業界の動向そして、電機産業のポジショニングについて意見表明、主張をさせていただきました。

ひとまず、以上でございます。

岡田部会長

ありがとうございました。それでは、次に使側から意見表明をお願いします。

池久保委員

はい、本日労働局さんの方から共通資料、あと別冊の資料の御説明いただきまして、ありがとうございました。これから、説明いただいた資料をもとに金額を使用者側でまとめて、考えて行きたいと思います。

以上です。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、労使双方から現状認識及び特定最賃の改正審議に当たっての御意見意見表明がなされました。各側、意見表明を踏まえてですね、お互いに御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

労側いかがでしょうか。

(意見無し)

使側いかがでしょうか。

(意見無し)

岡田部会長

本日、具体的な金額提示は可能でしょうか。

角委員

はい、公開前提で申し上げます。それでは、金額提示をさせていただきます。

まず、我々、私が所属しております電機産業の労働組合、電機連合の企業内最低賃金、この春の春闘によりまして、173,500円以上でございました。それを時間給に換算しますと、1,124円になります。その90%の水準を準拠、我々が目標としておりまして、その90%の額が、1,012円が到達目標と我々考えております。広島県最低賃金との格差は、953円で申し上げますと59円でございます。

しかしながら、一足飛びに目標達成することは難しいというふうに、冷静に認識しております。

よって、最初から歩み寄った上での金額提示を申し上げます。お受け止めいただきたいと思っております。金額提示、結論から申し上げますと、引上げ額47円、時間給にしまして1,000円ちょうどを提示させていただきます。1,000円とした意図ではありますが、その根拠は、先ほど申しました今春闘におきまして、電機連合の構成組織、規模別で申しまして、299人以下の組織における賃上げ額は、単純平均で7,509円でした。この賃上げ額7,509円を時間単位に置き換えますと、47円のアップ額で1,000円になると思っております。ということで、時間給にして、1,000円を金額提示させていただきます。

業績の下支えをしてきました労働者の協力、努力に報いるためにも、賃金の引上げを始めとする処遇改善に御理解いただきたいと思っております。

以上です。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。ただ今労側からはですね、47円アップの1,000円という提示がありました。

それを踏まえて使側から何かありますか。

(意見無し)

今日のところはまず、労側の方から金額提示をいただいて、今それに対してすぐ反応できないということでしょうから、今後、それについて、議論が始まっていくとことになろうかと思います。

ということですので、早速第1回目から金額提示いただきましたので、本日のところはひとまずここまでということにいたしまして、これ以上審議しても進まないということで、次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

長安委員

遡って、資料の確認を1点、そのとき言っておけばよかったのですが、先ほど説明いただいた資料の別冊の方、通し番号46のいわゆる影響率で、46ページの方、例えば現行から1円アップ、954円になると影響率が23%になるという数字があって、先ほど説明いただいた42ページの方に現行の賃金分布図が載っています。一番左の方は942円に到達していない。さらに、左から2番目、952円まで、いわゆる今の953円より下、ここを含んで1円上げると23%の影響があるということか知りたい。

石井賃金室長

そうですね、そうなりますね。

長安委員

既に、1円上げなくても、既に先ほどの棒グラフの左2つというのは影響を受けているという数字ですね。

石井賃金室長

受けるというか、ここは未満率です。

長安委員

わかりました。今後引上げの要求等で影響率をかなり意識してから交渉進めていくことから確認させていただきました。

岡田部会長

はい、ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

それでは、本日労側から金額提示いただきましたので、次回以降審議を続けて行きたいと思えます、

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

重弘室長補佐

それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせていただき、次回は、10月6日、金曜日、14時から2号館6階7号会議室での開催を予定しております。その次は10月24日（火曜日）10時の予定となっております。

岡田部会長

それでは、次回の開催は、10月6日、金曜日、14時00分から、本日と同じ2号館6階7号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしく、お願いします。そのほか、何かございますか。

（発言無し）

岡田部会長

事務局からは、いかがですか。

石井賃金室長

ございません。

岡田部会長

今回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による二者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、本日の専門部会は、これにて閉会といたします。